

様式 6

① A - 1

← 生徒名前

東播工高認第2404

令和6年6月25日

兵庫県立東播工業高等学校 様

兵庫県立東播工業高等学校長 伊藤 淳

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、兵庫県教育委員会より下記のとおり認定されましたのでお知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の受給資格について、次のとおり認定されました。

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 1 認定番号          | 24-028-02-1201-0001 |
| 2 支給対象者         | ← 生徒名前              |
| 3 在籍高等学校等       | 兵庫県立東播工業高等学校        |
| 4 学校種・課程等の別     | 高等学校（全日制）           |
| 5 高等学校等就学支援金支給者 | 兵庫県教育委員会            |
| 6 認定年月          | 令和6年4月              |

あなたに支給される高等学校等就学支援金は、上記の学校設置者である都道府県があなたが納めべき授業料に係る債権の弁済に充てることとなります。

上記内容は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第5条の規定により、各月の初日に上記の高等学校等に在籍している場合に限り支給します。

【留意事項】

高等学校等就学支援金の受給資格認定通知を、複数受け取った場合（他の都道府県から受け取った場合を含む）には、支給手続きを再確認する必要がありますので、在籍する学校まで連絡してください。

兵庫県立東播工業高等学校事務室 堀内、北田

電話 079(432)6861

電子メール Toubank\_hs@pref.hyogo.lg.jp

A-2

生徒名前

兵庫県立東播工業高等学校 様

兵庫県立東播工業高等学校長 伊藤 淳

## 高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書

（令和6年4月 ～ 令和6年6月分）

高等学校等就学支援金については、兵庫県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等就学支援金は、上記の学校設置者である都道府県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることとなります。

## 記

1 支給決定額 29,700 円

2 支給決定額内訳

（単位：円）

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
9,900	9,900	9,900	-	-	-
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
-	-	-	-	-	-
4月分	5月分	6月分			
-	-	-			

## 【注意事項】

※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況の変更や保護者等の状況の変更（家計急変者の収入状況の回復や保護者等変更等）により、変更となる場合があります。

この場合においては、各種届出を行う必要があります。その結果、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上段に括弧書きで差額を示しています。

※ 平成26年4月以降に入学した非課税世帯の方の場合は、高等学校等就学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、各学校にお問い合わせください（生徒等が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます）。

兵庫県立東播工業高等学校事務室 堀内、北田

電話 079(432)6861

電子メール Toubank\_hs@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県立東播工業高等学校 殿  
24-028-02-1201-0016

生徒名前

兵庫県立東播工業高等学校長 伊藤 淳

### 高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、兵庫県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

#### 記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により認定されませんでした。

#### (理由)

所得要件等を満たさないため。

※課税情報の更新等により、所得要件等を満たすこととなる場合には、就学支援金の受給が可能となります(課税情報の更新は、毎年6月～7月頃行われます)。受給するには、再度、受給資格認定の申請が必要です。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

まず、審査請求を行う前に、認定されなかった事実関係について、在籍する学校まで確認してください。

兵庫県立東播工業高等学校事務室 堀内、北田  
電話 079(432)6861  
電子メール Toubank\_hs@pref.hyogo.lg.jp

在籍する学校への事実関係の確認について不服がある場合には、下記担当者までご連絡してください。

兵庫県教育委員会事務局財務課 学校経理・整備班就学支援担当  
電話 078-362-3882

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省修学支援・教材課まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課  
電話 03-5253-4111 (代表)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県教育委員会を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

①B-2

令和6年7月1日

保護者様

兵庫県立東播工業高等学校

授業料の口座振替について

別添「高等学校等就学支援金の受給資格認定について」のとおり、令和6年4月から6月分の就学支援金の支給について認定されませんでした。

つきましては、下記のとおり令和6年4月～6月分の授業料を口座振替いたします。口座振替日に引落しできますようご協力の程よろしくお願いいたします。

記

口座振替日	7月12日(金)
授業料(4-6月分)金額	29,700円

※ 授業料 29,700円内訳  
9,900円/月 × 3か月分